

第4節

援助実施の原則の運用

政府開発援助(ODA)は、開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与し、誰もが人間らしく平和に生きられる世界を実現すること、そして、国際社会の平和と発展への貢献を通じて日本の安全と繁栄を確保することを主たる目的としています^(注75)。国民の税金を原資とするODAの資金を適正に支出するため、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権平等および内政不干涉)や以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

- ①環境と開発を両立させる。
- ②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。
- ③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- ④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

● 具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、相手国の諸事情やその他の状況を総合的に考慮して、ケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や

削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは被援助国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮を行うなどの措置も併せて検討することが必要です。

● 環境や社会への配慮

経済開発を進める上で、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害の経験を踏まえ、ODA実施にあたって環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者など社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは環境や社

会への影響に配慮したガイドライン^(注76)を設け、事前の調査、環境レビュー、実施段階のモニタリングなどにおいて、環境社会配慮面の確認手続を行っています。さらに、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

注75： OECD-DACの定義によれば、政府開発援助(ODA)とは、以下の3要件を満たす資金の流れと定義されている。

①政府もしくは政府の実施機関によって供与されるものであること。

②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。

③資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになり、グラント・エレメントが25%以上であること。

注76： 旧JICA「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)、旧JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月)を指す。2008年新JICA発足を機に、旧JICA、旧JBICのガイドラインの体系の一本化に取り組んでいる(2009年12月現在)。

● 軍事的用途および国際紛争助長の回避

日本のODAが開発途上国の軍事的用途や国際紛争助長に使用されることは、厳に回避されなければなりません。したがって、日本は、ODAにより開発途上国の軍や軍人を直接の対象とする支援は行っていません。

● 民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権は、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法の停止や民主的手続によらない政府による住民への基本的人権の侵害についても懸念されます。このような場合、日本は、ODAによる支援について慎重な対応をとることにによりODAが適正に使われることを確保すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を有しているとのメッセージを相手国に伝えています。

ミャンマー：2003年5月30日にスー・チー女史が軍事政権であるミャンマー政府に拘束されて以降、緊急性が高く人道的な案件、民主化などのための人材育成に関する案件、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)諸国もしくはASEAN全体を対象とした案件については、政治情勢を見守りつつ、案件の内容を個別に吟味した上で実施しています。今後、日本は、国民和解・民主化プロセスの速やかな進展などをミャンマー政府に求めつつ、ミャンマーに対する経済協力を検討していく考えです。

フィジー：2006年12月の国軍による無血クーデターの後、バイニマラマ国軍司令官が政権を掌握しています。バイニマラマ首相は2009年7月に、2014年9月の総選挙実施に向けたロードマップを発表しましたが、より早い時期における総選挙実施を求める声が国際社会からあがっています^(注77)。日本は、今後の民主的

一方、日本は「テロとの闘い」や平和の構築に積極的に貢献しています。また、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを回避するため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合であっても、援助実施の原則を踏まえることとしています。

な総選挙までの状況を注視しつつ、フィジーにおける速やかな民主的政治体制の回復を暫定政権に対して働きかけています。また、ODAに関しては、民主化プロセスの進捗を見極めつつ、当面、個別の案件ごとに実施の可否を慎重に検討する方針です。

マダガスカル：2009年3月に、軍の支援を受けたラジョリナ・アンタナナリボ市長を中心とする暫定「政府」が発足しました。日本は、このような憲法秩序にのっとらない形の政権交代について懸念を表明し、民主的手続きに基づき早期に憲法秩序が回復されるよう働きかけています。ODAに関しては、新規の二国間援助を基本的に見合わせる措置をとる一方、緊急的および人道的性格を有する案件や民主化プロセス支援のための案件については個別に検討、実施の適否を判断していく方針です。

ギニア：2008年12月にムサ・ダディス・カマラ国軍大尉を中心とする「民主主義と発展のための国民評議会」が実権を掌握し、暫定軍事「政府」が発足しました。日本は、クーデターによる政権交代を非難するとともに、憲法秩序および民主主義体制の早期回復を呼びかけています。このような政治情勢を踏まえ、新規の二国間援助は基本的に行わない措置をとる一方、緊急的および人道的性格を有する案件や民主化プロセス支援のための案件に関しては、個別に検討し実施の適否を判断していく方針です。

注77：暫定政権は、2007年10月の太平洋諸島フォーラム(PIF)首脳会議で、2009年第1四半期に総選挙を実施することを一旦は公約したが、国内政治改革等を優先させるため、同公約の遵守は不可能であると表明。2009年4月には、暫定政権は違憲であるとの裁判所判決を受け、イロイロ大統領は現行憲法の停止、全裁判官の罷免、出版・放送への制限を含む緊急事態令の発布等を行った。